

過疎対策等の推進に関する提言

過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 学校施設におけるグラウンドやプール等の整備に要する経費及び道路や橋梁等の公共施設の維持管理・修繕に係る経費について、過疎対策事業債の対象とすること。
また、過疎対策事業債の償還期限については、教育・福祉施設等整備事業債等と同様、対象事業の耐用年数に応じたものとする。
2. 過疎地域において、固定資産税の課税免除等を行った場合の普通交付税の減収補てん措置の適用期限については過疎地域自立促進特別措置法同様、平成 28 年 3 月 31 日まで延長すること。
3. 辺地における定住促進空き家活用事業等、集落等整備事業に対し財政措置を講じるとともに、辺地対策事業債の対象とすること。